

新型コロナ対応における保健師の夜間勤務体制について

1. 趣旨

新型コロナウイルス感染症対応に係り、令和4年1月12日から夜間勤務を実施しているが、対応の長期化により担当する職員には大きな負荷がかかる状況にある。一方、この間の新型コロナウイルス感染症対応により職員の経験が蓄積されてきたことや、夜間勤務について業務マニュアルの整備も進んできたことから、夜間勤務対象職員の範囲を拡大し、夜間勤務の頻度を減らすことで、各職員の負担軽減を図るとともに、安定的な夜間勤務体制の構築を図る。

2. 実施内容

- ・夜間勤務職員の対象範囲の拡大

〔変更前：本庁・区の課長級、係長級、10年目以上の担当職員から2名/日
変更後：本庁・区の課長級、係長級、5年目以上の担当職員から2名/日

※ 家庭の状況等で対応不可な職員は夜間勤務から除く。

※ 課長級もしくは係長級が必ず出務するようローテーションを作成する。

3. 実施時期

令和4年9月16日（金）～

※ただし、9月15日（木）以前に、夜間勤務体制のシフトに欠員等が生じた場合、
5年目～9年目の職員も含め調整を行う